

第25回 斜里町農業委員会総会会議録

- | | | |
|--------|-----------------------------|--------|
| 1. 召 集 | 令和7年7月31日(木) | 13時30分 |
| | 第25回 斜里町農業委員会を役場2階大会議室に招集した | |
| 2. 開 会 | 令和7年7月31日(木) | 13時26分 |
| 3. 閉 会 | 令和7年7月31日(木) | 13時46分 |

4. 出席委員

1番 石井	2番 尾崎	3番 市村	4番 中島	5番 菅野
6番 泉	7番 舟窪	8番 波多野	9番 小口	10番 小池
11番 田中	12番 武正	13番 羽田野	14番 星	15番 菱川
16番 島田	—	—	—	—

- | | |
|---------------|---|
| 5. 欠席委員 | 8番－波多野委員 9番－小口委員 12番－武正委員 |
| 6. 議事録署名委員 | 10番－小池委員 11番－田中委員 |
| 7. 付議議件 | 議案第112号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画(案)の決定について
議案第113号 土地の現況地目証明願いについて
議案第114号 農業委員会の法令遵守の申し合わせについて |
| 8. 農業委員会事務局職員 | 事務局長 川島 雄司
事務局 笠谷 俊介
廣島 蓮 |

9. 会議の概要

事務局	第25回斜里町農業委員会総会を開催いたします。 出席委員は16名中13名で定数に達していますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により総会は成立しております。 議長よろしくお願いします。
議長	それでは第25回斜里町農業委員会総会を始めたいと思います。 日程1、議事録署名委員に、10番小池委員、11番田中委員を委嘱します。 日程2、議案第112号、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画(案)の決定について説明願います。
事務局	議案112号農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画(案)の決定について 農地中間管理機構に対して要請し、下記の農用地利用集積計画等促進計画(案)の決定について議決を求める。 また、農地中間管理機構が計画(案)とおりに認可申請した場合に、即日公告する旨の議決を求める。 (1)公社買入 番号1、関係の土地については字峰浜8筆、地目は畑、合計面積は77,313㎡、申請の理由は譲渡人が離農しているため譲渡する、譲受人が農地中間管理機構特例事業に基づくため、価格は18,763千円、10aあたり243千円となっております。 番号2、関係の土地については字三井3筆、地目は畑、合計面積は65,069㎡、申請の理由は譲渡人が離農しているため譲渡する、譲受人が農地中間管理機構特例事業に基づくため、価格は15,000千円、10aあたり231千円となっております。 番号3、関係の土地については字以久科南3筆、地目は畑、合計面積は48,590㎡、申請の理由は譲渡人が離農しているため譲渡する、譲受人が農地中間管理機構特例事業に基づくため、価格は16,277千円、10aあたり335千円となっております。 番号4、関係の土地については字美咲4筆、地目は畑、合計面積は47,414㎡、申請の理由は譲渡人が離農しているため譲渡する、譲受人が農地中間管理機構特例事業に基づくため、価格は13,512千円、10aあたり285千円となっております。 番号5、関係の土地については字美咲2筆、地目は畑、合計面積は57,304㎡、申請の理由は譲渡人が離農しているため譲渡する、譲受人が農地中間管理機構特例事業に基づくため、価格は17,191千円、10aあたり300千円となっております。 番号6、関係の土地については字大栄1筆、地目は畑、面積は4,266㎡、申請の理由は譲渡人が離農しているため譲渡する、譲受人が農地中間管理機構特例事業に基づくため、価格は760千円、10aあたり178千円となっております。 (2)公社売渡 番号1、関係の土地については字三井3筆、地目は畑、合計面積は65,069㎡、申請の理由は譲渡人が農地中間管理機構特例事業に基づくため、譲受人が小作地取得のため、価格は15,000千円、10aあたり231千円、経営面積等は記載の通りとなっております。

	ます。 番号2、関係の土地については字美咲2筆、地目は畑、合計面積は57,304 m²、申請の理由は農地中間管理機構特例事業に基づくため、譲受人が経営規模拡大のため、価格は17,191千円、10aあたり300千円、経営面積等は記載の通りとなっております。 番号3、関係の土地については字大栄1筆、地目は畑、面積は4,266 m²、申請の理由は農地中間管理機構特例事業に基づくため、譲受人が経営規模拡大のため、価格は760千円、10aあたり178千円、経営面積等は記載の通りとなっております。 位置図(1)－1、(1)－2、(2)－1は3頁、(1)－3～6、(2)－2～3は4頁に記載の通りとなっております。 別紙の農用地利用集積等促進計画作成に係る要件確認チェックリストの確認もお願いします。
議長	(1)公社買入、番号1～6、(2)公社売渡、番号1～2について決定してよろしいですか。
全員	異議なし。
議長	農用地利用集積等促進計画作成に係る要件確認チェックリストの確認の結果、異議なしと認め決定します。 (2)－3については舟窪委員の案件となりますので、舟窪委員は退席をお願いします。(舟窪委員退席) (2)公社売渡、番号3について決定してよろしいですか。
全員	異議なし。
議長	農用地利用集積等促進計画作成に係る要件確認チェックリストの確認の結果、異議なしと認め決定します。 (舟窪委員着席) 日程3、議案113号、土地の現況地目証明願いについて説明願います。
事務局	議案第113号土地の現況地目証明願いについて 次の申請について審議を求める。 番号1、関係の土地については字三井1筆、公簿・現況地目は記載の通り、面積は2,500 m²、証明を必要とする理由については、地目変更登記申請のためとなっております。 位置図については同頁に記載の通りとなっております。 現地確認については12月24日(火)小口委員、菅野委員、星委員で行っています。 以上です。
議長	現地調査委員、菅野委員どうでしたか。

菅野委員	問題ありません。
議長	問題なしということで決定してよろしいですか。
全員	異議なし。
議長	現地調査の結果、異議なしと認め決定します。 日程4、議案第114号、農業委員会の法令遵守の申し合わせについてお願いします。
事務局	議案第114号農業委員会の法令遵守の申しあわせについて 下記のとおり決議する。 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議 私たち農業委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の適正化を実現する責務を負っている。特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。 私たち農業委員会は、高い倫理観を持ち、法令遵守を徹底するため、下記事項についてここに申し合わせ、決議する。 1. 農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第31条の議事参与の制度、同第33条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。 2. 農業委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修を実施すること。 令和7年7月31日、斜里町農業委員会
議長	農業委員会の法令遵守ということで説明がありましたが、決議してよろしいですか。
事務局	よろしいです。
議長	ここで休憩とし、日程5、その他、協議・報告事項をお願いします。 (一時休憩) 本会議に戻し、全体を通して何か質問等ありませんか。
全員	ありません。
議長	以上をもちまして第25回斜里町農業委員会総会を終わります。

前記会議の顛末を記録し、その相違なき事を記すために茲に署名する。

令和7年7月31日

斜里町農業委員会 会長 島田 秀一

議事録署名委員 小池 恭亮

議事録署名委員 田中 祖彦

17. 10. 91

